

浜田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 30 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市規則第 1 号

浜田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市国民健康保険条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 116 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条中「国民健康保険料決定通知書兼納入通知書」を「国民健康保険料決定通知書」に、「国民健康保険料決定（変更）兼納入通知書」を「国民健康保険料決定（更正）通知書」に改める。

様式第 11 号及び様式第 11 号の 2 を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 11 号（第 19 条関係）

様

年度 国民健康保険料決定通知書

国民健康保険料を次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

浜田市長

印

納付義務者	
生年月日	
被保険者番号	
通知書番号	

徴収方法	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
上記年金の年金額	円

以下に記載のある場合は、記載された口座から引落としをします。

決定保険料額	円
--------	---

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	

	医療分	支援金分	介護分
基準総所得金額（円）			
被保険者数（人）			
所得割額（円）			
均等割額（円）			
平等割額（円）			
軽減区分			
均等割軽減額（円）			
平等割軽減額（円）			

普通徴収	期別	納付額（円）	納期限
	第 1 期		
	第 2 期		
	第 3 期		
	第 4 期		

					賦課限度額 (円)			
--	--	--	--	--	--------------	--	--	--

- 1 この通知書の決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、国民健康保険法の規定により島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号	
保険証番号	

様

年度 国民健康保険料決定（更正）通知書

年度国民健康保険料を次のとおり決定（更正）しましたので通知します。

年 月 日

浜田市長

印

	更正前	更正後	増減
決定保険料	円	円	円

※ 賦課明細は次ページのとおり

(単位：円)

普通徴収期別納付額					
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額
第 1 期					
第 2 期					
第 3 期					
第 4 期					
第 5 期					
第 6 期					
第 7 期					
第 8 期					
第 9 期					
第 10 期					
随 1 期					

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人
様

納組コード
納組名称

(単位：円)

特別徴収期別納付額					
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額

保険料納付方法等
徴収方法

4月					
6月					
8月					
10月					
12月					
2月					

納付義務者	
生年月日	
性別	
住所	
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	
特別徴収対象年金額	

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

- 1 この通知書の決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、国民健康保険法の規定により島根県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 前項の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号	
保険証番号	

国民健康保険料決定の明細

(単位：円)

賦課明細		更正前	更正後	増減	
医療分	所得割額	基礎額			
		×			
	資産割額	基礎額			
		×			
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	政令軽減額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
	条例減免額				
減免額					
(A) 医療分保険料額					
支援金分	所得割額	基礎額			
		×			
	資産割額	基礎額			
		×			
	均等割額	被保数	人	人	人
		× 円			
	平等割額				
	算出額				
	判定				
	所得割額				

	政令 軽減 額	均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
	条例減免額				
	減免額				
	(B) 支援金分保険料 額				
介 護 分	所得 割額	基礎額			
		×			
	資産 割額	基礎額			
		×			
	均等 割額	被保数	人	人	人
		×	円		
	平等割額				
	算出額				
	政令 軽減 額	判定			
		所得割額			
		均等割額			
		平等割額			
	限度超過額				
	年間保険料				
	増減調整額				
条例減免額					
減免額					
(C) 介護分保険料額					

(単位：円)

決 定 額		更正前	更正後	増減
	決定保険料額(A) + (B) + (C)			

	内訳 (再掲)	医療保 険分			
		支援金 分			
		介護保 険分			